

(証券コード 4696)

平成19年6月5日

株 主 各 位

京都市下京区烏丸通仏光寺上る二帖半敷町671番地

**ワタベウェディング株式会社**

代表取締役社長 渡 部 隆 夫

### 第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 平成19年6月28日（木曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 京都市下京区東洞院通塩小路下ル東塩小路町680<br>京都センチュリーホテル（瑞鳳の間）  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第43期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第43期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項         |   |
| 第1号議案           | 剰余金処分の件   |
| 第2号議案           | 取締役1名選任の件   |
| 第3号議案           | 監査役1名選任の件   |

以 上

◎当日、総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.watabe-wedding.co.jp/watabe/ir/stockholder/4696.html>) に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気拡大局面から6年目に入り、持続的な成長を続けております。各企業においても高い水準の収益と内外の堅調な需要を背景に設備投資も活発さを維持し、生産活動も好調に推移いたしました。こうした企業の好調さは、緩やかながら雇用者所得の伸びや雇用者数の増加といった形で家計部門や雇用環境にも波及しつつあります。

一方、当ブライダル業界におきましては、平成18年の婚姻届出件数は73万2千組（前年71万4千組）と対前年微増となっておりますが、少子化による婚姻組数の低下傾向には変わりなく、お客様の求める挙式スタイルの変化に対応した商品の提案、サービスの向上等、業界内の競争はますます厳しくなっております。このような経営環境に対応するため、当社グループはトータル・ブライダル・ソリューションの実現とグローバル展開により、個性化、多様化しているお客様のニーズにしっかりとお応えし、「お客様満足度の向上」・「感動の最大化」を図るべく積極的な事業展開を行ってまいりました。

国内挙式事業におきましては、平成18年5月、沖縄県読谷村に「アクアグレイス・チャペル」を開堂し、挙式とパーティー一体型施設の国内リゾート挙式の新提案を開始いたしました。引き続き同年8月、「那覇店」を那覇空港近くに移転・増床し、沖縄リゾート挙式の受入拠点としての機能強化を図ると同時に、同敷地内に「エリスリーナ・チャペル」を開堂し、沖縄県内のカップルに向けて新しい挙式スタイルの提案を開始いたしました。同年10月、文化財を活用したウェディングの提案として東京都の有形文化財に指定されている「日比谷公園 旧公園資料館」を改修し「フェリーチェガーデン 日比谷」をオープン、さらに同年10月、新しいベイサイドウェディングスタイルの提案として東京都港区に都会型リゾートウェディング施設「ルミアモレ」を開業したことにより、挙式の取扱組数が増加いたしました。

海外挙式事業におきましては、平成18年9月、オーストラリア・ゴールドコーストのホテル「ハイアット・リージェンシー・サンクチュアリー・コーブ」内の「サンクチュアリー・コーブ・チャペル」をリニューアルし、同年12月、直営の挙式とパーティー一体型施設としてはグアム島で当社初となる「ブルーアステール」をタモン湾のビーチフロントにグランドオープンしました。この結果、海外における自社挙式施設は合計で17会場となり、自社挙式施設の利用が増加いたしました。さらに付加価値商品の販売も伸びたことにより挙式単価が上昇し、売上増加に寄与いたしました。

店舗展開におきましては、平成18年7月に群馬県高崎市に北関東エリア初進出となる総合ブライダルショップ「高崎店」を、同年9月に愛媛県松山市に四国エリア初進出となる総合ブライダルショップ「松山店」をそれぞれオープンし、これまで直営店舗のなかった未進出エリアへ出店いたしました。同年8月

には東海地区の旗艦店舗「名古屋グランドプラザ」を全面改装し、増加する来店カップルへのサービス向上を図りました。また、平成19年2月には名古屋市中村区に名古屋地区3店舗目となる「名駅店」をオープンし、地元名古屋市のほか、愛知県内各都市、岐阜県、三重県などの近郊のお客様に対して当社グループならではの婚礼サービスが提供できる体制を充実させる等、店舗機能の一層の強化と利便性向上に努めました。

商品開発におきましては、平成18年4月から当社のドレスブランド「アヴィカ」を挙式をされる地域で受け取れる「ドレスファーストレンタル」の新サービスを開始し、順調に実績を積み上げ、ドレス販売着数の増加に大きく寄与いたしました。同年9月には、ベトナムのドレス生産工場が操業を開始し、中国の上海工場との2拠点体制の確立により、製品の安定供給能力を強化するとともに、リスクの分散化を図りました。また、アルバム商品においては、写真のデジタル化により内製化が進んだことで、原価率の低減に寄与いたしました。

また、当連結会計年度は、会社法の施行や金融商品取引法が成立するなど、管理面においても大きく変化いたしました。当社グループがこうした新時代にふさわしい企業として企業の社会的責任、すなわちCSRをしっかりと果たし、真に強い企業になるために、グローバルなリスク管理と内部統制システムの強化を図ると同時に新基幹システムの導入にも着手し、ITの戦略的活用といった体制面の充実にも注力してまいりました。

遺憾ながら、当連結会計年度において一部の海外子会社（ワタベ・サイバンINC.及びワタベ・ユエスエーINC.）におけるプレストフラワー（押し花・ドライフラワーなどの花材を使用したクラフトワーク）の不適切な商品販売があった事実が判明し、お客様にお詫び金の支払が発生いたしました。また、収益率の強化と経営効率の向上を目的とした一部の事業施設及び店舗の整理を行ったことによる損失の発生ならびに収益性の低下している固定資産について減損損失を計上いたしました。

以上の結果、当社グループの業績は売上高33,940百万円（前年同期比8.9%増）、経常利益2,625百万円（同51.5%増）、当期純利益は909百万円（同17.7%減）となりました。

サービス区分別の売上高は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

サービス区分	前連結会計年度 （平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで）		当連結会計年度 （平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで）		前年同期比
	金額	構成比	金額	構成比	
挙式関連売上高	22,884	73.4%	24,986	73.6%	109.2%
商製品売上高	3,989	12.8	5,022	14.8	125.9
貸衣裳収入	3,749	12.0	3,404	10.0	90.8
その他	553	1.8	527	1.6	95.3
合計	31,177	100.0	33,940	100.0	108.9

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、総額2,778百万円の設備投資を実行いたしました。

国内においては、挙式施設として「アクアグレイス・チャペル」（沖縄県読谷村）、「那覇店」及び「エリスリーナ・チャペル」（沖縄県那覇市）、「フェリーチェガーデン 日比谷」、「ルミアモーレ」（東京都港区）の新設、営業店舗として秋田店、高崎店、松山店及び名駅店の新設、名古屋グランドプラザ及び大阪グランドプラザの改装などを行いました。

海外においては、グアムの挙式施設「ブルーアステール」の新設、ベトナムのドレス生産工場の建設を行いました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、新株予約権（ストックオプション）の権利行使により、32千株の新株式を発行し、43百万円を調達いたしました。

当連結会計年度に実施した設備投資などの所要資金は、自己資金を充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項ありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項ありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項ありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項ありません。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第40期 平成16年3月期	第41期 平成17年3月期	第42期 平成18年3月期	第43期 (当連結会計年度) 平成19年3月期
売上高	19,436	27,718	31,177	33,940
経常利益	1,493	1,644	1,732	2,625
当期純利益	811	1,476	1,105	909
1株当たり当期純利益	112円86銭	169円25銭	111円40銭	92円18銭
総資産	15,334	20,318	22,164	23,485
純資産	7,292	12,043	12,984	13,783
1株当たり純資産額	911円55銭	1,226円83銭	1,316円70銭	1,394円27銭

(注) 第43期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社との関係

該当事項ありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ワタベ・ユーエスエーINC.	2,234千米ドル	100%	挙式運営・衣裳レンタル
ワタベ・グアムINC.	700千米ドル	100% (100%)	挙式運営・衣裳レンタル
華徳培婚紗(上海)有限公司	2,300千米ドル	100%	ウェディングドレスの製造販売
華徳培婚礼用品(上海)有限公司	35,000千円	100%	写真アルバム製造等
株式会社目黒雅叙園	378,000千円	100%	挙式・宿泊施設運営

(注) 出資比率の欄の( )内の数字は、間接所有割合で内書となっております。

## ③ 企業結合の成果

前記「(1)当連結会計年度の事業の状況 ① 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、経営課題につき以下のように認識しております。

##### ① コンプライアンス体制の強化

経営基本理念を共有し、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制の充実・強化が重要であると認識しております。また、当社グループが目指すグローバル展開に伴う事業規模ならびに企業グループの拡大により、新たな事業リスクが発生する可能性も認識しておく必要があると考えております。

##### ② グローバルな経営展開

国内における少子化の進行により将来の結婚適齢人口の減少は避けがたく、今後の国内におけるブライダル市場の縮小が想定されることから、国内市場のみならず海外市場をも視野にいたしたグローバルな経営が課題であると認識しております。

##### ③ 顧客ニーズの変化

顧客ニーズについては、一層の個性化ウェディング志向が強まる傾向にあり、また結婚式を省略する動きもあります。さまざまな顧客ニーズに対応するとともに、結婚式を省略したいとする層にも受け入れられる新たな挙式スタイルの提案が経営課題と認識しております。

##### ④ 人材の育成

当社グループが行うトータル・ブライダル・ソリューションの提供には、いずれも専門的知識と多くの経験を必要とし、それらのスキルを持つ人材の育成・確保が重要であると認識しております。また、新しい営業構造のイノベーションに対応する人材の育成・確保が課題であると認識しております。

##### ⑤ 基幹システムの刷新

顧客サービスの向上及び内部統制システムの充実を目的として基幹システムの刷新が新年度中に予定されております。この新基幹システムへのスムーズな移行が経営課題と認識しております。

##### ⑥ 利益率の改善

中期事業計画では連結経常利益率10%を目標と掲げ、企業価値の最大化に向けた取り組みを行います。そのためには構造改革による付加価値の増加策と合わせ、原価率のコントロール、為替変動リスクのヘッジ等のリスクマネジメントが経営課題と認識しております。

上記の経営課題を踏まえ、当社グループはコアコンピタンス（競合他社よりも優位性をもつ事業分野）が活用可能な4つの事業「海外ウェディンググローバル事業（自国内のリゾート挙式を含む）」・「国内ローカル挙式事業」・「ドレス・映像事業」・「中国（上海）挙式事業」をコア事業と定めた中期事業計画『WATABE VISION 2010』の基本戦略を策定いたしました。

新年度よりその基本戦略に基づき、競争力の強化及び構造改革により、収益力の改善に取り組んでまいり所存であります。

(5) 主要な事業内容 (平成19年3月31日現在)

- ① 海外挙式サービス事業及び挙式参加者を対象とした旅行事業
- ② 挙式施設運営などの国内挙式サービス事業
- ③ ウェディングドレス・挙式関連用品などの製造販売事業
- ④ 婚礼関連衣裳、成人式、各種パーティなどのフォーマル衣裳のレンタル事業
- ⑤ 衣裳に美容・着付・写真撮影をセットした衣裳と写真の総合サービス事業
- ⑥ 国内での結婚式場相談、結婚式のプロデュースや披露宴の企画演出、宝石貴金属等婚礼用品の斡旋などの挙式関連サービス事業

(6) 主要な営業拠点等 (平成19年3月31日現在)

- ① 当社

ワタベウェディング株式会社	本 社	京都市
	支 社	ハワイ (アメリカ)、オーストラリア
	営 業 所	京都、東京、横浜、大阪、滋賀、名古屋、神戸、新宿、広島、札幌、福岡

- ② 子会社

会 社 名	所 在 地
株 式 会 社 目 黒 雅 叙 園	東京都
沖 縄 ワ タ ベ ウ ェ デ ィ ン グ 株 式 会 社	沖縄県
ワ タ ベ フ ァ ミ リ ー ク ラ ブ 株 式 会 社	京都府、大阪府
株 式 会 社 H ・ R ・ S ・ S	京都府
ワ タ ベ ヒ ュ ー マ ン サ ポ ー ト 株 式 会 社	京都府
ワ タ ベ ・ ユ ー エ ス エ ー I N C .	アメリカ
ワ タ ベ ・ グ ア ム I N C .	アメリカ領グアム
ワ タ ベ ・ サ イ パ ン I N C .	ノーザンマリアナ諸島サイパン
ワ タ ベ ウ ェ デ ィ ン グ ・ カ ナ ダ I N C .	カナダ
ワ タ ベ ・ オ ー ス ト ラ リ ア P T Y . L T D .	オーストラリア、ニュージーランド
ワ タ ベ ・ ヨ ー ロ ッ パ S . A . R . L .	フランス
ワ タ ベ ・ ユ ー ケ ー L T D .	イギリス
ワ タ ベ ウ ェ デ ィ ン グ ・ ベ ト ナ ム C O . , L T D .	ベトナム
華 德 培 婚 礼 服 務 ( 上 海 ) 有 限 公 司	中国
華 德 培 婚 紗 ( 上 海 ) 有 限 公 司	中国
華 德 培 婚 礼 創 意 ( 上 海 ) 有 限 公 司	中国
上 海 先 衆 貿 易 有 限 公 司	中国
華 德 培 婚 礼 用 品 ( 上 海 ) 有 限 公 司	中国
上 海 先 衆 西 服 有 限 公 司	中国

(7) 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,664名	235名増

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員765名（年間平均雇用人数）は含まれておりません。  
2. 増加の主な要因は、ワタベウェディング・ベトナムCO., LTD.の本格稼動に伴うものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
435名	11名増	35.9歳	6.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員444名（年間平均雇用人数）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成19年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	640百万円
株式会社京都銀行	360
三菱UFJ信託銀行株式会社	320
株式会社滋賀銀行	172
第一生命保険相互会社	170
株式会社みずほ銀行	160
日本生命保険相互会社	120
明治安田生命保険相互会社	120

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社と株式会社福岡キャピタルパートナーズとは、民事再生手続中である株式会社福岡山の上ホテルの事業承継に関し、平成19年4月13日開催の当社取締役会決議により、事業承継に係る基本合意書を平成19年4月13日付で締結いたしました。

### ① 事業承継の目的

事業承継により、由緒ある株式会社福岡山の上ホテルの早期再生による従業員の雇用の安定と地域の活性化を目指すとともに、当社ネットワークの充実と、国内挙式事業の拡大を図ることを目的としております。

### ② 基本合意書の概要

#### イ. 事業承継の対象

当社と株式会社福岡キャピタルパートナーズが再生スポンサー候補となっている株式会社福岡山の上ホテルが営む福岡山の上ホテル運営事業

#### ロ. 事業承継の時期

民事再生手続中のため、詳細は未定です。

### ③ 株式会社福岡山の上ホテルの概要

商号	株式会社福岡山の上ホテル
代表者	管財人弁護士 山本紀夫 山本智子
本店所在地	福岡市中央区輝国一丁目1番33号
設立	昭和36年6月20日
資本金	55,000千円
事業内容	国際観光ホテル整備法における旅館業（ホテル）及び付帯する一切の業務

### ④ 株式会社福岡キャピタルパートナーズの概要

商号	株式会社福岡キャピタルパートナーズ
代表者	代表取締役社長 長田先雄
本店所在地	福岡市中央区天神2丁目14番8号
設立	平成18年4月24日
資本金	356,720千円
事業内容	各種ファンド組成・運営（地域貢献ファンド）、プライベートエクイティ投資、不動産投資、金銭債権投資、不動産開発のアレンジ、経営及び財務に関するコンサルティング

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成19年3月31日現在）

- |                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数                     | 22,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数                     | 9,884,900株  |
| ③ 株主数                          | 5,641名      |
| ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主 |             |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 寿 泉	2,005,400株	20.28%

(注) 出資比率は自己株式(97株)を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成19年3月31日現在）

イ. 旧商法の規定に基づく平成15年6月27日開催の定時株主総会決議による新株予約権の概要

- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 7,600株
- ・権利行使時の1株当たり払込金額  
1株当たり 1,290円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成17年8月1日から平成20年7月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件  
権利行使時において当社取締役、監査役及び使用人の地位にあることを要するものとする。
- ・当社役員の保有状況

	目的である株式の数	保 有 者 数
取 締 役 ( 社 外 取 締 役 を 除 く )	3,600株	2名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	4,000	1

ロ. 旧商法の規定に基づく平成16年6月29日開催の定時株主総会決議による新株予約権の概要

- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 50,000株
- ・権利行使時の1株当たり払込金額  
1株当たり 2,703円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成18年8月1日から平成21年7月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件  
権利行使時において当社取締役、監査役及び使用人の地位にあることを要するものとする。
- ・当社役員の保有状況

	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	35,000株	5名
社外取締役	3,000	1
監査役	12,000	3

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成19年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	渡 部 隆 夫	
常務取締役	島 崎 昌 彦	アジア事業本部長
常務取締役	上 田 勝 己	管理本部長
取 締 役	川 口 博 司	国内挙式事業本部長兼管理本部副本部長
取 締 役	渡 部 秀 敏	デスティネーション挙式事業本部長
取 締 役	市 橋 一 昭	
取 締 役	平 井 紀 夫	
常勤監査役	岩 崎 久	
監 査 役	藤 本 壽 雄	
監 査 役	清 水 久 雄	税理士
監 査 役	工 藤 雅 史	弁護士

- (注) 1. 取締役平井紀夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岩崎久氏、監査役清水久雄氏及び監査役工藤雅史氏は、社外監査役であります。
3. 当該事業年度に係る会社役員 の 重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- ・取締役渡部隆夫氏は、株式会社目黒雅叙園の代表取締役を兼任しております。
  - ・取締役島崎昌彦氏は、華徳培婚紗(上海)有限公司他6社の董事長を兼任しております。
  - ・取締役上田勝己氏は、株式会社目黒雅叙園の取締役を兼任しております。
  - ・取締役渡部秀敏氏は、ワタベ・グアムINC. 他7社の代表取締役を兼任しております。
  - ・監査役清水久雄氏は京都紫明税理士法人の代表社員を兼任しております。
4. 監査役清水久雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
5. 当該事業年度中の取締役の担当の変更は次のとおりであります。
- ・取締役川口博司氏は、平成18年12月21日付で管理本部 副本部長を委嘱されました。
  - ・取締役渡部秀敏氏は、平成19年1月21日付の組織名称変更に伴い、海外挙式事業本部長よりデスティネーション挙式事業本部長に担当を変更いたしました。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	7名	125,250千円
監 査 役	4	22,500
合 計	11	147,750

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の第32期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の第32期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

- ・ 監査役清水久雄氏は、京都紫明税理士法人の代表社員を兼任しております。なお、当社は京都紫明税理士法人との間に税務顧問契約を締結しております。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

- ・ 監査役工藤雅史氏は、株式会社フジックスの社外監査役を兼任しております。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会 （ 18 回 開 催 ）		監 査 役 会 （ 12 回 開 催 ）	
	出 席 回 数	出 席 率	出 席 回 数	出 席 率
取 締 役 平 井 紀 夫	18回	100%	—	—
監 査 役 岩 崎 久	17	94	12回	100%
監 査 役 清 水 久 雄	17	94	12	100
監 査 役 工 藤 雅 史	18	100	12	100

- ・ 取締役会における発言状況

取締役平井紀夫氏は、株主の立場にたち企業価値向上のため審議事項につき積極的かつ適切な発言を行っております。経営全般についての豊かな経験と見識に裏付けられた意見により、経営監督機能が十分に発揮されております。事業方針策定の初期段階における貴重なアドバイスは事業方針の適切な方向性を確保するため大変有用なものであるのみならず、経営判断の重要な指針となっております。

監査役岩崎久氏は、主に企業経営者としての長年の経験を活かした助言・提言を行っております。  
監査役清水久雄氏は、主に税理士としての豊富な経験と専門知識を活かした助言・提言を行っております。

監査役工藤雅史氏は、主に法律の専門家としての立場から助言・提言を行っております。

ニ、責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める額としております。

ホ、報酬等の総額

当該事業年度における社外役員への報酬等の総額は21,300千円であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55

(注) 1. 当社の子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外部におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法または証券取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務」等を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は平成18年5月3日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について下記のとおり決議いたしました。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「倫理規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。
  - ・取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより法令遵守の知識を高め、定着させる。
  - ・取締役社長直轄の「監査室」より、管理運営制度及び業務の遂行状況を検証し、その結果を取締役社長に報告する。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する「文書管理規程」に則り運用する。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・リスク管理を効果的かつ効率的に実施するため、「リスク管理規程」にリスク管理に関する体制を定め、全グループに適用する。
  - ・経営リスクに対して取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。
  
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・経営環境の変化に迅速に対応するため、役員取締役により月1回「常務会」を開催し、取締役会を補完する役割を担う。
  - ・より効率的な業務執行を行うため、執行役員制度を採用し、取締役会の本来の機能を強化する。
  - ・日常的な業務執行や全グループに関わる営業に関して議論・協議し迅速な対応を行うため、月1回「経営執行会議」を開催する。
  - ・人事諮問委員会を取締役会の諮問機関として設置し、取締役・監査役の選任に関する事項及び役員報酬に関する事項について適切性・妥当性を審議しコーポレート・ガバナンスの強化を図る。
  
- ⑤ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」を定め、全グループのコンプライアンス体制、リスク管理体制の構築に努める。
  - ・「関連会社管理規程」を定め、関連会社の状況に応じて必要な管理を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役が求めた場合、監査役を補助すべき使用人として必要な人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役の使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、下記の各事項を監査役に報告する。
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - ・取締役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
  - ・内部通報制度に基づき通報された事実
  - ・当局検査・外部監査の結果
  - ・当局から受けた行政処分など
  - ・重要開示事項の内容
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役監査の実効性については下記の各事項をもって確保する。
- ・取締役社長と監査役との懇談会の定例実施
  - ・取締役・重要な使用人に対する定期的ヒアリングの実施
  - ・監査役が求めた場合、監査役スタッフの配置及び専門家の活用
  - ・諸会議への出席、閲覧資料の提出、必要事項の報告
  - ・会計監査人との情報交換

## 連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>8,169,423</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,779,438</b>
現金及び預金	5,152,777	買掛金	1,745,925
売掛金	1,159,811	短期借入金	136,576
たな卸資産	857,311	一年内返済予定長期借入金	792,500
前払費用	487,773	未払金	1,899,313
未収入金	48,757	未払費用	356,833
繰延税金資産	347,046	未払法人税等	580,978
その他	140,088	前受金	1,839,282
貸倒引当金	△24,142	賞与引当金	336,259
<b>固定資産</b>	<b>15,315,903</b>	その他	91,768
<b>有形固定資産</b>	<b>10,112,471</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,922,536</b>
貸衣裳	146,192	長期借入金	1,270,000
建物及び構築物	6,580,222	退職給付引当金	127,504
器具備品	1,416,718	負ののれん	95,546
土地	1,730,326	その他	429,485
建設仮勘定	19,373	<b>負債合計</b>	<b>9,701,974</b>
その他	219,638	(純資産の部)	
<b>無形固定資産</b>	<b>797,708</b>	<b>株主資本</b>	<b>13,989,877</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,405,724</b>	資本金	4,159,237
投資有価証券	337,407	資本剰余金	4,021,037
長期前払費用	249,368	利益剰余金	5,809,859
差入保証金	2,813,554	自己株式	△257
保険積立金	214,970	評価・換算差額等	△207,762
破産更生債権等	27,921	その他有価証券評価差額金	100,349
繰延税金資産	402,213	繰延ヘッジ損益	8,821
再評価に係る繰延税金資産	364,431	土地再評価差額金	△524,424
その他	55,130	為替換算調整勘定	207,490
貸倒引当金	△59,271	少数株主持分	1,237
<b>資産合計</b>	<b>23,485,327</b>	<b>純資産合計</b>	<b>13,783,353</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>23,485,327</b>

## 連結損益計算書

（平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		33,940,890
売 上 原 価		12,895,256
売 上 総 利 益		21,045,633
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,485,671
営 業 利 益		2,559,961
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13,816	
そ の 他	141,036	154,853
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,963	
そ の 他	52,717	89,680
経 常 利 益		2,625,134
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	43,486	
そ の 他	1,774	45,261
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	110,964	
減 損 損 失	194,332	
施 設 店 舗 整 理 損	431,825	
販 売 商 品 補 償 金	175,782	912,904
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,757,491
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,005,138	
法 人 税 等 調 整 額	△157,223	847,915
少 数 株 主 損 失		211
当 期 純 利 益		909,787

## 連結株主資本等変動計算書

（平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成18年3月31日 残高	4,137,722	3,999,522	5,159,132	△257	13,296,119
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の行使による新株の発行	21,515	21,515			43,030
剰余金の配当			△246,559		△246,559
役員賞与			△12,500		△12,500
当期純利益			909,787		909,787
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	21,515	21,515	650,727	—	693,758
平成19年3月31日 残高	4,159,237	4,021,037	5,809,859	△257	13,989,877

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日 残高	97,459	—	△524,424	115,240	△311,724	1,444	12,985,839
連結会計年度中の変動額							
新株予約権の行使による新株の発行							43,030
剰余金の配当							△246,559
役員賞与							△12,500
当期純利益							909,787
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,890	8,821	—	92,250	103,962	△206	103,755
連結会計年度中の変動額合計	2,890	8,821	—	92,250	103,962	△206	797,513
平成19年3月31日 残高	100,349	8,821	△524,424	207,490	△207,762	1,237	13,783,353

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 22社
- ② 主要な連結子会社の名称  
ワタベ・ユーエスエー I N C.  
ワタベ・グアム I N C.  
華徳培婚紗（上海）有限公司  
華徳培婚礼用品（上海）有限公司  
株式会社目黒雅叙園

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ワタベ・ユーエスエー I N C. 他14社の決算日は3月31日、華徳培婚紗（上海）有限公司他6社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた連結会社間の重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ロ. デリバティブ

時価法

###### ハ. たな卸資産

- ・商品、製品、仕掛品 主として総平均法による原価法
- ・原材料 主として移動平均法による原価法
- ・貯蔵品 最終仕入原価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

- ・国内資産
  - 貸衣裳 定額法
  - 建物及び構築物 定率法
- ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
- 器具備品 定額法
- その他 定率法
- ・国外資産 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

貸衣裳	2年～3年
建物及び構築物	5年～47年
器具備品	2年～20年

ロ. 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. 長期前払費用 均等償却

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

ロ. 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、当社及び国内連結子会社は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社は主として通常の売買取引に準じた会計処理によっております。

ハ. 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ニ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は、13,773,293千円であります。

なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則(平成18年2月7日 法務省令第13号)により作成しております。

(8) 表示方法の変更

前連結会計年度において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「負ののれん」と表示しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	74,033千円
土地	636,872千円
計	710,906千円

上記の物件は、長期借入金(1年内に返済予定の長期借入金を含む)1,120,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,835,650千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(3) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の計算の基礎となる価額により算出
再評価の日	平成14年3月31日
再評価後の帳簿価額と当連結会計年度末時価との差額	110,848千円

### 3. 連結損益計算書に関する注記

#### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	場 所	種 類
挙式施設	静岡県伊東市	建物
挙式施設	大阪市	建物及び構築物、器具備品

#### (資産のグルーピングの方法)

当社グループは、管理会計上の区分にもとづき個々の営業店舗及び挙式施設を単位として資産のグルーピングを行っております。

#### (減損損失の計上に至った経緯)

上記2施設については収益性が低下した状態が継続しており当連結会計年度において投資の回収が見込めないと判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失を特別損失に計上いたしました。

#### (減損損失の金額)

建物及び構築物	162,236千円
器具備品	32,096千円
計	194,332千円

#### (回収可能価額の算定方法)

資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6%で割り引いて算定しております。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	9,852,300株	32,600株	一株	9,884,900株

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による新株の発行による増加であります。

#### (2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	97株	一株	一株	97株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成18年6月29日開催の第42期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 118,226千円
- ・1株当たり配当額 12円
- ・基準日 平成18年3月31日
- ・効力発生日 平成18年6月30日

ロ. 平成18年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 128,333千円
- ・1株当たり配当額 13円
- ・基準日 平成18年9月30日
- ・効力発生日 平成18年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの  
平成19年6月28日開催予定の第43期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 128,502千円
- ・1株当たり配当額 13円
- ・基準日 平成19年3月31日
- ・効力発生日 平成19年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成14年6月27日 定時株主総会決議分	平成15年6月27日 定時株主総会決議分	平成16年6月29日 定時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	43,000株	72,100株	250,000株
権利行使時の1株 当たり払込金額	1,512円	1,290円	2,703円
新株予約権を行使する ことができる期間	平成16年8月1日から 平成19年7月31日まで	平成17年8月1日から 平成20年7月31日まで	平成18年8月1日から 平成21年7月31日まで

## 5. 退職給付会計に関する注記

### (1) 退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、国内採用従業員を対象に、適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しております。また、当社の在外支店採用従業員を対象に確定拠出型の退職年金制度を採用しております。なお、一部の在外連結子会社でも確定給付型の制度を有しております。

### (2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△659,644千円
年金資産	640,011千円
差引	△19,632千円
未認識数理計算上の差異	△107,871千円
退職給付引当期末残高	△127,504千円

### (3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	58,396千円
利息費用	7,707千円
期待運用収益	△11,220千円
数理計算上の差異の費用処理額	△989千円
退職給付費用	53,894千円
確定拠出型の退職年金掛金等	3,992千円
合計	57,887千円

### (4) 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	1.5%
③ 期待運用収益率	2.0%
④ 数理計算上の差異の処理年数	発生の翌連結会計年度より5年

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,394円27銭
(2) 1株当たり当期純利益	92円18銭

## 7. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成19年5月5日

ワタベウェディング株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	吉 川 郁 夫 ㊟
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	丹 治 茂 雄 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ワタベウェディング株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワタベウェディング株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第43期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役、監査室、その他の使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月7日

ワタベウェディング株式会社 監査役会

常勤監査役 岩 崎 久 ㊟

監 査 役 藤 本 壽 雄 ㊟

監 査 役 清 水 久 雄 ㊟

監 査 役 工 藤 雅 史 ㊟

(注)監査役岩崎久、監査役清水久雄及び監査役工藤雅史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>4,246,741</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,431,189</b>
現金及び預金	1,667,065	買掛金	1,520,144
売掛金	958,329	一年内返済予定長期借入金	792,500
商材	138,704	未払金	833,430
原貯蔵品	10,025	未払費用	182,569
前払費用	85,576	未払法人税等	230,275
短期貸付金	260,618	前受金	1,570,797
未収入金	383,697	預り金	16,952
繰延税金資産	152,971	賞与引当金	249,500
繰延税金資産	358,892	その他	35,020
貸倒引当金	273,940		
	△43,081	<b>固定負債</b>	<b>1,589,694</b>
<b>固定資産</b>	<b>14,561,919</b>	長期借入金	1,270,000
<b>有形固定資産</b>	<b>7,530,698</b>	長期未払金	265,667
貸衣	77,507	預り保証金	38,200
建物	4,834,736	退職給付引当金	15,826
構築物	133,212		
車両及び運搬具	24,839	<b>負債合計</b>	<b>7,020,884</b>
器具	714,476		
土地	1,730,326	(純資産の部)	
建設仮勘定	15,599	<b>株主資本</b>	<b>12,203,030</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>627,672</b>	資本金	4,159,237
電話加入権	26,387	資本剰余金	4,021,037
施設利用権	370	資本準備金	4,021,037
ソフトウェア	600,914	利益剰余金	4,023,012
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,403,548</b>	その他利益剰余金	4,023,012
投資有価証券	337,407	配当平均積立金	750,000
関係会社株	929,465	特別償却積立金	3,442
出資	600	別途積立金	1,910,000
関係会社出資	856,944	繰越利益剰余金	1,359,570
長期貸付金	830,962	<b>自己株式</b>	<b>△257</b>
長期前払費用	140,553	評価・換算差額等	△415,253
差入保証金	2,530,251	その他有価証券評価差額金	100,349
保険積立金	214,970	繰延ヘッジ損益	8,821
破産更生債権等	27,921	土地再評価差額金	△524,424
繰延税金資産	426,181		
再評価に係る繰延税金資産	364,431	<b>純資産合計</b>	<b>11,787,777</b>
貸倒引当金	30,078		
	△286,218	<b>負債・純資産合計</b>	<b>18,808,661</b>
<b>資産合計</b>	<b>18,808,661</b>		

## 損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	23,947,270
売 上 原 価	12,675,482
売 上 総 利 益	11,271,788
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	9,910,439
営 業 利 益	1,361,349
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	360,744
そ の 他	103,260
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	32,873
そ の 他	33,696
経 常 利 益	1,758,783
特 別 利 益	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	10,349
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,007
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	75,679
関 係 会 社 株 式 評 価 損	35,642
減 損 損 失	194,332
施 設 店 舗 整 理 損	431,825
税 引 前 当 期 純 利 益	1,032,660
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	524,572
法 人 税 等 調 整 額	△209,918
当 期 純 利 益	718,006

## 株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計		
			その他利益剰余金							
			資本準備金	配当平均 積立金	特別償却 積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
平成18年3月31日 残高	4,137,722	3,999,522	750,000	13,921	1,710,000	1,089,645	3,563,566	△257	11,700,552	
事業年度中の変動額										
新株予約権の行使による新株の発行	21,515	21,515							43,030	
特別償却積立金の取崩し(前期)				△5,239		5,239	-		-	
特別償却積立金の取崩し(当期)				△5,239		5,239	-		-	
別途積立金の積立て					200,000	△200,000	-		-	
剰余金の配当						△246,559	△246,559		△246,559	
役員賞与						△12,000	△12,000		△12,000	
当期純利益						718,006	718,006		718,006	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	21,515	21,515	-	△10,478	200,000	269,924	459,446	-	502,477	
平成19年3月31日 残高	4,159,237	4,021,037	750,000	3,442	1,910,000	1,359,570	4,023,012	△257	12,203,030	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成18年3月31日 残高	97,431	-	△524,424	△426,992	11,273,560	
事業年度中の変動額						
新株予約権の行使による新株の発行					43,030	
特別償却積立金の取崩し(前期)					-	
特別償却積立金の取崩し(当期)					-	
別途積立金の積立て					-	
剰余金の配当					△246,559	
役員賞与					△12,000	
当期純利益					718,006	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	2,918	8,821	-	11,739	11,739	
事業年度中の変動額合計	2,918	8,821	-	11,739	514,216	
平成19年3月31日 残高	100,349	8,821	△524,424	△415,253	11,787,777	

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |   |                                     |  |
|---|-------------------------------------|--|
| ① | 関係会社株式                              | 移動平均法による原価法  |
| ② | その他有価証券<br>・時価のあるもの<br><br>・時価のないもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直<br>入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）<br><br>移動平均法による原価法 |
| ③ | デリバティブ                              | 時価法  |
| ④ | たな卸資産<br>・商品<br>・原材料<br>・貯蔵品        | 総平均法による原価法<br>最終仕入原価法<br>最終仕入原価法   |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |   |  |   |     |    |     |   |      |        |     |     |     |         |     |  |
|---|--|---|-----|----|-----|---|------|--------|-----|-----|-----|---------|-----|--|
| ①   | 有形固定資産   |   |     |    |     |   |      |        |     |     |     |         |     |  |
|   | ・国内資産 <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">貸衣裳</td> <td style="width: 40%;">定額法</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>定率法</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>定額法</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>定率法</td> </tr> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td>定率法</td> </tr> </tbody> </table> | 貸衣裳   | 定額法 | 建物 | 定率法 | ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 |      | 器具備品   | 定額法 | 構築物 | 定率法 | 車両及び運搬具 | 定率法 |  |
| 貸衣裳   | 定額法  |   |     |    |     |   |      |        |     |     |     |         |     |  |
| 建物  | 定率法  |   |     |    |     |   |      |        |     |     |     |         |     |  |
| ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 |  |   |     |    |     |   |      |        |     |     |     |         |     |  |
| 器具備品  | 定額法  |   |     |    |     |   |      |        |     |     |     |         |     |  |
| 構築物   | 定率法  |   |     |    |     |   |      |        |     |     |     |         |     |  |
| 車両及び運搬具   | 定率法  |   |     |    |     |   |      |        |     |     |     |         |     |  |
|   | ・国外資産 <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>定額法</td> </tr> </tbody> </table>  | 定額法   |     |    |     |   |      |        |     |     |     |         |     |  |
| 定額法   |  |   |     |    |     |   |      |        |     |     |     |         |     |  |
|   | なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">貸衣裳</td> <td style="width: 40%;">2年</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>5年～47年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2年～20年</td> </tr> </tbody> </table>   |   | 貸衣裳 | 2年 | 建物  | 5年～47年  | 器具備品 | 2年～20年 |     |     |     |         |     |  |
| 貸衣裳   | 2年   |   |     |    |     |   |      |        |     |     |     |         |     |  |
| 建物  | 5年～47年   |   |     |    |     |   |      |        |     |     |     |         |     |  |
| 器具備品  | 2年～20年   |   |     |    |     |   |      |        |     |     |     |         |     |  |
| ②   | 無形固定資産   | 定額法<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |     |    |     |   |      |        |     |     |     |         |     |  |
| ③   | 長期前払費用   | 均等償却  |     |    |     |   |      |        |     |     |     |         |     |  |

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は、11,778,955千円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

建物	74,033千円
土地	636,872千円
計	710,906千円

上記の物件は、長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）1,120,000千円の担保に供しております。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,974,738千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

### (3) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算の基礎となる価額により算出
再評価の日	平成14年3月31日
再評価後の帳簿価額と当事業年度末時価との差額	110,848千円

### (4) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

華徳培婚紗（上海）有限公司	136,640千円
---------------	-----------

### (5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	807,226千円
② 長期金銭債権	810,674千円
③ 短期金銭債務	708,826千円

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

① 売上高	825,980千円
② 仕入高	6,694,546千円
③ 販売費及び一般管理費	101,197千円
④ 営業取引以外の取引高	71,315千円

#### (2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	場 所	種 類
挙式施設	静岡県伊東市	建物
挙式施設	大阪市	建物、構築物及び器具備品

#### (資産のグルーピングの方法)

当社は、管理会計上の区分にもとづき個々の営業店舗及び挙式施設を単位として資産のグルーピングを行っております。

#### (減損損失の計上に至った経緯)

上記2施設については収益性が低下した状態が継続しており当事業年度において投資の回収が見込めないと判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失を特別損失に計上いたしました。

#### (減損損失の金額)

建物	161,613千円
構築物	622千円
器具備品	32,096千円
計	194,332千円

#### (回収可能価額の算定方法)

資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6%で割り引いて算定しております。

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	97株	一株	一株	97株

## 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産及び負債		固定資産及び負債	
たな卸資産	46,302千円	投資有価証券	24,096千円
未払金	146,400千円	関係会社株式・出資金	124,707千円
未払費用	43,769千円	有形固定資産	155,628千円
未払事業税	22,798千円	貸倒引当金	111,625千円
賞与引当金	102,295千円	長期未払金	68,269千円
その他	32,857千円	退職給付引当金	6,488千円
繰延税金資産計	394,423千円	その他	29,268千円
繰延税金負債計	35,530千円	繰延税金資産計	520,085千円
差引繰延税金資産	358,892千円	その他有価証券	69,734千円
		その他	24,170千円
		繰延税金負債計	93,904千円
		差引繰延税金資産	426,181千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	41.0%
(調整)	
交際費等永久差異項目	△2.1%
住民税等均等割	3.9%
海外支店の低率課税	△3.5%
外国税額控除	△4.1%
評価性引当額の戻入	△3.8%
その他	△0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.5%

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

### (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建 物	541,200千円	58,630千円	482,570千円
車 両 及 び 運 搬 具	10,968	4,986	5,981
器 具 備 品	56,659	42,756	13,903
ソ フ ト ウ ェ ア	48,952	41,112	7,840
合 計	657,779	147,484	510,295

### (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	48,366千円
1年超	461,928千円
合計	510,295千円

### (3) 上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項

該当事項ありません。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員等の兼任	事業関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	株式会社寿泉 (注1)	直接 20.28	-	事務所の賃貸借	建物の賃借(注2)	64,860	-	-
					保証金の差入れ	-	差入保証金	45,000

- (注) 1. 当社の代表取締役と取締役が、議決権の100%を直接所有しております。  
 2. 本社として使用しており、賃借料については不動産鑑定士の評価をもとに近隣の取引実勢を参考にして決定しております。  
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員等の兼任	事業関係				
子会社	沖縄ワタバウエディング株式会社	100.0	兼任3名	同社の国内傘式パッケージの販売・当社の海外傘式パッケージの販売	資金の貸付	300,000	短期貸付金	115,880
							長期貸付金	190,940
	ワタバウエディング・ベトナムCO., LTD.	100.0	兼任2名	ウエディングドレスの仕入	資金の貸付	439,323	短期貸付金	93,805
							長期貸付金	355,330

(注)貸付金の金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,192円52銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 72円75銭

## 9. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成19年5月5日

ワタベウェディング株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	吉 川 郁 夫 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	丹 治 茂 雄 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ワタベウェディング株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月7日

ワタベウェディング株式会社 監査役会

常勤監査役 岩 崎 久 ⑩

監 査 役 藤 本 壽 雄 ⑩

監 査 役 清 水 久 雄 ⑩

監 査 役 工 藤 雅 史 ⑩

(注) 監査役岩崎久、監査役清水久雄及び監査役工藤雅史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題のひとつであるとの認識のもと、各事業年度の連結業績、財務体質の強化、今後のグループ事業戦略等を勘案し、連結当期純利益に対する配当性向20%を目処に、当社の分配可能額の範囲内で利益配分を実施することを基本方針としております。

当期の配当につきましては、一部の海外子会社による不適切な商品販売に対する補填金の支払いや事業施設及び店舗の整理損を行ったことによる損失の発生並びに固定資産の減損損失の発生により、連結当期純利益が909百万円となりましたが、過去最高の経常利益を達成したこともあり、安定配当に対する株主の皆様のご期待にお応えするために、当初予定通りといたしたいと存じます。

また、内部留保金については、長期的な観点に立ち、成長性・収益性の高い事業分野への投資とともに、既存事業の効率化や活性化のための投資に活用してまいります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり金13円 総額 128,502,439円

なお、中間配当金として1株につき13円お支払いしておりますので、年間配当金は1株につき26円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月29日

### 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
山本弘也 (昭和33年12月23日)	昭和58年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成7年2月 京セラ株式会社出向(盛和塾事務局) 平成9年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 梅田支店次長 平成17年4月 当社入社 平成18年6月 執行役員営業企画本部長 平成18年8月 執行役員営業企画本部長兼営業本部長(現任)	—

(注) 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役清水久雄氏の任期が満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
清水久雄 (大正15年1月11日)	昭和35年2月 清水久雄税理士事務所開業 昭和60年11月 当社監査役就任(現任) 平成15年1月 京都蔡明税理士法人代表社員就任(現任)	24,800株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 清水久雄氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- ① 社外監査役の選任理由について  
清水久雄氏につきましては、税理士としての豊富な経験と専門知識および幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - ② 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものとして当社が判断した理由について  
清水久雄氏につきましては、税理士としての専門的見地から税務業務に関して高い実績をあげており、また経営に関する高い見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断します。
  - ③ 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について  
清水久雄氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって22年であります。
  - ④ 清水監査役候補者と責任限定契約を締結済みである旨  
当社は社外監査役として有用な人材を確保できるよう現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき社外監査役候補者である清水久雄氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。  
[その契約内容の概要は次のとおりであります。]  
社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 京都市下京区東洞院通塩小路下ル東塩小路町680  
 京都センチュリーホテル（瑞鳳の間）



交通機関 J R 京都駅烏丸中央改札口から東へ徒歩約 2 分  
 地下（J R 烏丸東口・八条口連絡道路・地下鉄京都駅）より、  
 “出口 5” をご利用下さい。